

事務連絡
令和8年2月24日

日本行政書士会連合会会長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課長
(公印省略)

在留資格「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の在留諸申請における取扱い並びに「永住許可に関するガイドライン」改訂に係る周知について（依頼）

平素より、出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、在留資格「技術・人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の在留諸申請時における取扱い（提出書類の追加を含む。）について、本日付けで別添1及び2のとおり当庁ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

また、当庁ホームページに掲載している「就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について（Q&A）」について、別添3のとおりQ37からQ39までを追加しましたので、お知らせします。

併せて、「永住許可に関するガイドライン」についても別添4のとおり改訂しましたので、お知らせします（1（3）エ及び（注2）の追加並びに（注1）の改訂）。

つきましては、貴会会員の皆様方への周知につき御協力のほどよろしく願います。

本件について、会員の皆様において御不明な点等がございましたら、最寄りの地方出入国在留管理官署へお問い合わせください。

添付物

- 1 在留資格「技術・人文知識・国際業務」をもって派遣形態で就労する場合の取扱いについて
- 2 在留資格「企業内転勤」提出書類チェックシート（在留資格認定証明書交付申請用・在留資格変更許可申請用・在留期間更新許可申請用）
- 3 就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について（Q&A）
- 4 「永住許可に関するガイドライン」（令和8年2月24日改訂）